

日高市健幸のまち推進のための受動喫煙防止条例をここに公布する。

令和8年3月24日

日高市長

日高市条例第2号

日高市健幸のまち推進のための受動喫煙防止条例

たばこが健康に悪影響を及ぼすことは、多くの人が知るところです。喫煙は、喘息や慢性閉塞性肺疾患（COPD）などの呼吸器疾患、肺がん、循環器疾患などにかかるリスクを高めるとされています。また、そのリスクは、喫煙しなくても身の回りのたばこの煙を吸い込む受動喫煙により、たばこを吸わない人へ及ぶこともあります。

国においては、望まない受動喫煙をなくすため、多くの人が利用する施設を原則屋内禁煙とする健康増進法の改正・施行とともに、禁煙や分煙に関する取組を進めています。

日高市では、令和3年に行った「健幸のまち」宣言の理念に則した健康増進に関する計画等に基づき、望まない受動喫煙の防止を含めた市民の健康増進に取り組んでいます。

このような中、望まない受動喫煙が生じないように、屋外の公共の場所を含めた受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進し、もって市民が健康で生き生きと幸せに暮らす「健幸のまち」を推進することを目的に、この条例を制定するものです。

（目的）

第1条 この条例は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、受動喫煙の防止に関する市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、路上等における望まない受動喫煙の防止に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 喫煙 法第28条第2号に規定する喫煙をいう。
- (2) 受動喫煙 法第28条第3号に規定する受動喫煙をいう。

- (3) 市民等 市内に在住し、在勤し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 路上等 市内の道路、公園、広場その他の屋外の公共の場所をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上等における受動喫煙の防止に必要な施策を推進するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、路上等における受動喫煙を生じさせることのないよう配慮しなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が行う路上等における受動喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、路上等における受動喫煙を生じさせることのないよう必要な環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が行う路上等における受動喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

(喫煙禁止区域の指定)

第6条 市長は、受動喫煙の防止を重点的に行うことが必要であると認める路上等における喫煙禁止区域（以下「喫煙禁止区域」という。）を指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

3 市長は、第1項の規定による指定又は前項の規定による指定の変更若しくは解除をしたときは、その旨を告示するものとする。

(喫煙の禁止)

第7条 市民等は、喫煙禁止区域において、喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定した場所においては、この限りでない。

(指導)

第8条 市長は、前条の規定に違反して喫煙をしている者に対し、必要な指導を行うことができる。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第9条 市は、受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすこと等について、市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。